

職員配置基準の見直しについて

1 概要

地域包括支援センター職員の配置基準については、圏域内の第1号被保険者数及び単身・高齢者のみ世帯数により定められている。

現行の基準は、平成27年4月に定められたもので、高齢化の進行により、当時と比較し単身・高齢者のみ世帯数が大幅に増加（H27：2,179世帯→R6：3,873世帯）している状況にあるため、現在の単身・高齢者のみ世帯数に対応した配置基準に見直す。

また、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、センターに置くべき常勤の職員の員数について、常勤換算方法によることができることとする。

2 配置基準の見直し

現状の単身・高齢者のみ世帯数に応じて、新たな区分を追加する。

（1）第1号被保険者数等の実績（10月1日現在）

	富士松	雁が音	中部	中央	依佐美	朝日
人口（人）	23,857	27,246	33,729	18,986	24,649	24,787
第1号被保険者数（人）	5,548	5,106	6,483	3,686	5,588	5,368
単身・高齢者のみ世帯数	548	608	960	523	566	668

（2）地域包括支援センターの職員の配置基準（変更箇所は下線部分）

第1号被保険者数	単身・高齢者のみ世帯数 （高齢者実態調査）	職員の配置基準	
		常勤	非常勤
6,000人未満	360未満	3人	
	360以上450未満	3人	1人
	450以上540未満	4人	
	540以上 <u>630未満</u>	4人	1人
	<u>630以上720未満</u>	<u>5人</u>	
	<u>720以上810未満</u>	<u>5人</u>	<u>1人</u>
6,000人以上	480未満	4人	
8,000人未満	480以上600未満	4人	1人

	6 0 0 以上 7 2 0 未満	5 人	
	7 2 0 以上 <u>8 4 0 未満</u>	5 人	1 人
	<u>8 4 0 以上 9 6 0 未満</u>	<u>6 人</u>	
	<u>9 6 0 以上 1, 0 8 0 未満</u>	<u>6 人</u>	<u>1 人</u>
8, 0 0 0 人以上 1 0, 0 0 0 人未満	6 0 0 未満	5 人	
	6 0 0 以上 7 5 0 未満	5 人	1 人
	7 5 0 以上 9 0 0 未満	6 人	
	9 0 0 以上 <u>1, 0 5 0 未満</u>	6 人	1 人
	<u>1, 0 5 0 以上 1, 2 0 0 未満</u>	<u>7 人</u>	
	<u>1, 2 0 0 以上 1, 3 5 0 未満</u>	<u>7 人</u>	<u>1 人</u>
1 0, 0 0 0 人以上 1 2, 0 0 0 人未満	7 2 0 未満	6 人	
	7 2 0 以上 9 0 0 未満	6 人	1 人
	9 0 0 以上 1, 0 8 0 未満	7 人	
	1, 0 8 0 以上 <u>1, 2 6 0 未満</u>	7 人	1 人
	<u>1, 2 6 0 以上 1, 4 4 0 未満</u>	<u>8 人</u>	
	<u>1, 4 4 0 以上 1, 6 2 0 未満</u>	<u>8 人</u>	<u>1 人</u>

3 常勤換算方法の導入

非常勤職員の勤務延べ時間数を、当該法人において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することで、非常勤職員の職員数を常勤の職員数に換算する常勤換算方法を導入する。

＜計算例＞常勤職員が勤務すべき時間数が月 160 時間（週 40 時間）の場合
月 96 時間（週 24 時間）の非常勤職員 A と月 80 時間（週 20 時間）の非常勤職員 B の常勤換算数
（ 96 時間 ＋ 80 時間 ） ／ 160 時間 ＝ 1.1 となる。